2021年12月10日

各　位

きょうされん政策･調査委員会

委員長　小野 浩

「介護保険優先問題による影響調査」へのご協力のお願い

貴殿におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。障害者政策や社会福祉に対する日ごろのご尽力に敬意を表します。この度は、標記の調査へのご協力をお願いしたく、調査票を送付させていただきます。

政府は、来年１月から開かれる通常国会で、障害者総合支援法等の「定時改定」を行ないます。グループホームや放課後等デイサービスの大幅な見直しが目論まれていますが、高齢障害者支援のあり方をテーマに、「介護保険優先原則」についても何らかの見直しの議論がすすめられようとしています。「介護保険優先原則」については、各自治体によって対応が大きく分かれており、ヘルパーの利用時間の制限や自己負担増など大きな社会問題になりつつあります。

今回の調査では、「介護保険優先原則の影響を受けている人」とその事業所を把握し、全国の実態を早急に明らかにしたいと考えております。本調査にご理解、ご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。また、近隣の事業所やつながりのある事業所にも、協力を呼びかけていただければ幸いです。

【対象】　障害福祉施設・事業所

【期日】　**2021年12月28日（火）**

【Googleフォーム】　<https://forms.gle/SKNFr6jK1sPZveov7>

【調査票返信先】　[zenkoku@kyosaren.or.jp](mailto:zenkoku@kyosaren.or.jp)／FAX 03-5385-2299

すでに当会会員から寄せられた回答からは、目を疑うような実態が次々と浮かび上がりました。

**●65歳になって、高齢者介護課からの事務的な連絡に応じて、要介護認定の申請をしてしまった。要介護認定が低く判定されてしまったため、ヘルパーの時間数が半分になって、家事援助もなくなってしまった。また、これまで通っていた作業所（障害福祉の生活介護）の支給決定も打ち切られてしまった。**

**●65歳になる前から介護保険と障害福祉を併用していたが、65歳になった翌月から、障害福祉のヘルパーが全く使えなくなった（身体介護や家事援助など合計54時間）。行政は「要介護5以上の人でないと、介護保険と障害福祉の併給は認められない」と独自基準を勝手に作っている。**

**●介護保険の訪問介護は、「院内介護」が認められていない。つまり、病院の玄関までしか同行してくれない。結果、病院内での支援は自費負担となってしまい、年間６万円近い負担増となった。**

【お問合せ】きょうされん全国事務局（担当：田中・坂下）

[zenkoku@kyosaren.or.jp](mailto:zenkoku@kyosaren.or.jp)／[TEL 03-5385-2223](TEL:03-5385-2223)／FAX 03-5385-2299